

第7号議案

中野区立図書館則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和4年（2022年）1月21日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野東図書館の開設に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区立図書館則の一部を改正する規則

中野区立図書館則（昭和53年中野区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号中「閲覧席の利用」の次に「（指定管理者により特に認められた場合を除く。）」を加える。

第5条中「という。）」の次に「及び中野区立中野東図書館」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。